訪問型サービス(基準緩和型):サービスコード表 【生活援助等中心とした基準を緩和したサービス】

訪問型		ビス(基準緩和型):サービスコード表 【st	E活援助寺中 	心とした基準を緩和し	したサーヒス』					
種類	項目	サービス内容略称		算定項目					変更の有無	算定単位
A2	1121	訪問型独自サービス211		事業対象者·要支援1·				891	なし	1月につき
A2	2121	訪問型独自サービス211日割		(週1回程度)	日割の場合			29	なし	1日につき
A2	1221	訪問型独自サービス212	イ 1週当たり	事業対象者·要支援1·				1,769	なし	1月につき
A2	2221	訪問型独自サービス212日割	の標準的な回 数を定める場 合 事業対象者・要支援2		日割の場合			58	なし	1日につき
A2	1331	訪問型独自サービス213						2.812	なし	1月につき
A2	2331	訪問型独自サービス213日割	-	(週2回を超える程度)	日割の場合			92	なし	1日につき
A2	2421	訪問型独自サービス221	事業対象者・要支援1・		標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合			215	なし	1回につき
A2	2521	訪問型独自サービス222	ロ 1月当たり	2 事業対象者・要支援1・		所要時間20分以上45分未満の場合		134	なし	1回につき
A2	2631	訪問型独自サービス223	の回数を定める場合	2 事業対象者・要支援1・ 2 事業対象者・要支援2	生活援助が中心である場合	所要時間45分以上の場合		165	なし	1回につき
A2	1421	訪問型独自短時間サービス/2	-		短時間の身体介護が中心である	<u> </u> 場合		122	なし	1回につき
	C221	訪問介護 高齢者虐待防止未実施減算211		イ 1週当たりの標準的	事業対象・要支援1・2		12単位減算	-12	なし	1月につき
_	C230	訪問介護 高齢者虐待防止未実施減算211日割		な回数を定める場合	(週1回程度)		1単位減算	-1	なし	1日につき
A2	C222	訪問介護 高齢者虐待防止未実施減算212			事業対象·要支援1·2		23単位減算	-23	なし	1月につき
A2	C223	訪問介護 高齢者虐待防止未実施減算212日割			(週2回程度)		1単位減算	-1	なし	1日につき
A2	C224	訪問介護 高齢者虐待防止未実施減算213	高齢者虐待防 止措置未実施	ロ 1月当たりの回数を 定める場合	事業対象・要支援2 (週2回を超える程度)		37単位減算	-37	なし	1月につき
A2	C225	訪問介護 高齢者虐待防止未実施減算213日割	減算				1単位減算	-1	なし	1日につき
A2	C226	訪問介護 高齢者虐待防止未実施減算221	4		標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		3単位減算	-3	なし	1回につき
	C227	訪問介護 高齢者虐待防止未実施減算222				要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算	-2		1回につき
_	C228	訪問介護 高齢者虐待防止未実施減算223	4		生活援助が中心である場合所		2単位減算	-2	なし	1回につき
A2	C229	訪問介護 高齢者虐待防止未実施減算短時間2			短時間の身体介護が中心である	□場合 はこれ以外の同一建物の利用者20人以	2単位減算	-2	なし	1回につき
A2	6001	訪問型サービス 同一建物減算1			上にサービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算		なし	1月につき
A2	6003	訪問型サービス 同一建物減算2	外の同一建物σビスを行う場合	り利用者20人以上にサー	事業所と同一建物の利用者50人	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合			なし	1月につき
A2	6002	訪問型サービス 同一建物減算3			同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 所		所定単位数の 12% 減算		なし	1月につき
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算			所定単位数の15%加算				なし	1月につき
A2	8001	訪問型サービス特別地域加算日割	特別地域加算		所定単位数の15%加算				なし	1日につき
A2	8002	訪問型サービス特別地域加算回数			所定単位数の15%加算				なし	1回につき
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加 算		所定単位数の10%加算			なし	1月につき	
A2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の10%加算				なし	1日につき
A2	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の10%加算				なし	1回につき
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算			所定単位数の5%加算				なし	1月につき
A2	8111	訪問型サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービ ス提供加算		所定単位数の5%加算 所定単位数の5%加算				なし	1日につき
A2	8112	訪問型サービス中山間地域等提供回数							なし	1回につき
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200単位加算			200	なし	
A2	4013	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	二 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上加算(I) 100単位加算		100	なし	1月につき	
A2	4012	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II			(2)生活機能向上加算(II) 200単位加算		200	なし		
A2	6112	訪問型 口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強	化加算	50単位加算 (1)介護職員等処遇改善加算(I) 所定単位数の245/1000 加算		50	なし	1回につき	
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算 I						あり	1	
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ					所定単位数の224/1000 加算		あり	
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員等処遇改善加算(III)		所定単位数の182/1000 加算			あり
A2	6380	訪問型サービス処遇改善加算IV			(4)介護職員処遇改善加算(IV)	· <u>'</u>	所定単位数の145/1000加算		新設	
A2		訪問型サービス処遇改善加算V1	1		The state of the s	(一)介護職員等処遇改善加算(V)(1)			新設	
A2	6382	訪問型サービス処遇改善加算 V 2	-			(二)介護職員等処遇改善加算(V)(2)			新設	
A2	6383					(三)介護職員等処遇改善加算(V)(3)			新設	
A2	6384		+						新設	
						(四)介護職員等処遇改善加算(V)(4)				
A2	6385	訪問型サービス処遇改善加算 V 5	へ 介護職員等	処遇改善加算		(五)介護職員等処遇改善加算(V)(5)			新設	
A2	6386	訪問型サービス処遇改善加算 V 6	-			(六)介護職員等処遇改善加算(V)(6)			新設	181
A2	6387	訪問型サービス処遇改善加算 V 7	-		(5)介護職員等処遇改善加算(V	(七)介護職員等処遇改善加算(V)(7)			新設	1月につき
A2	6388	訪問型サービス処遇改善加算 V 8	1			(八)介護職員等処遇改善加算(V)(8)			新設	
A2	6389	訪問型サービス処遇改善加算 V 9	1			(九)介護職員等処遇改善加算(V)(9)			新設	
A2	6390	訪問型サービス処遇改善加算 V 10	1			(十)介護職員等処遇改善加算(V)(10)			新設	
A2	6391	訪問型サービス処遇改善加算 ₹11				(十一)介護職員等処遇改善加算(V)(1	所定単位数の121/1000加算		新設	
A2	6392	訪問型サービス処遇改善加算 V 12				(十二)介護職員等処遇改善加算(V)(1	所定単位数の118/1000加算		新設	
A2	6393	訪問型サービス処遇改善加算 V 13				(十三)介護職員等処遇改善加算(V)(1	所定単位数の100/1000加算		新設	
A2	6394	訪問型サービス処遇改善加算 V 14				(十四)介護職員等処遇改善加算(V)(1	所定単位数の76/1000加算		新設	
A2	6278	訪問型サービス特定処遇改善加算 I	L 介護聯早休	快宁加速水羊加等		(1)介護職員等特定処遇改善加算(I)	所定単位数の63/1000 加算		廃止	
	6279 訪問型サービス特定処遇改善加算 I 介護職員等特定処遇改善加算 (2)介護職員等特定処遇改善加算(I								1	
A2	6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ				(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000 加算		廃止	